

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9648)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	終身建物賃貸借事業の変更
概要	<p>終身建物賃貸借制度は、バリアフリー化などの一定の基準を満たす賃貸住宅のうち、事業の認可を受けたものについて、借地借家法の特例として、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことを可能とする制度です。「終身建物賃貸借契約」を結ぶと、賃借人が生きておられる限り契約は存続し、お亡くなりになった時に契約は終了します。賃借権は相続されません。</p> <p>大阪市内で本制度の適用を受けるために市長の認可を受けた認可事業者が、事業の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の認可を受けなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>高齢者の居住の安定確保に関する法律 第56条          高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第33条～第40条          高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針 三3          大阪市終身建物賃貸借事業認可実施要綱 第5条  <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000200059.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000200059.html</a></p>
審査基準	<p>【認可変更の基準】</p> <p>認定基準に順じる。</p>
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課
提出時期	随時
提出方法	事業変更認可申請書及び添付書類を上記の提出先へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000027281.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000027281.html</a>
備考	